



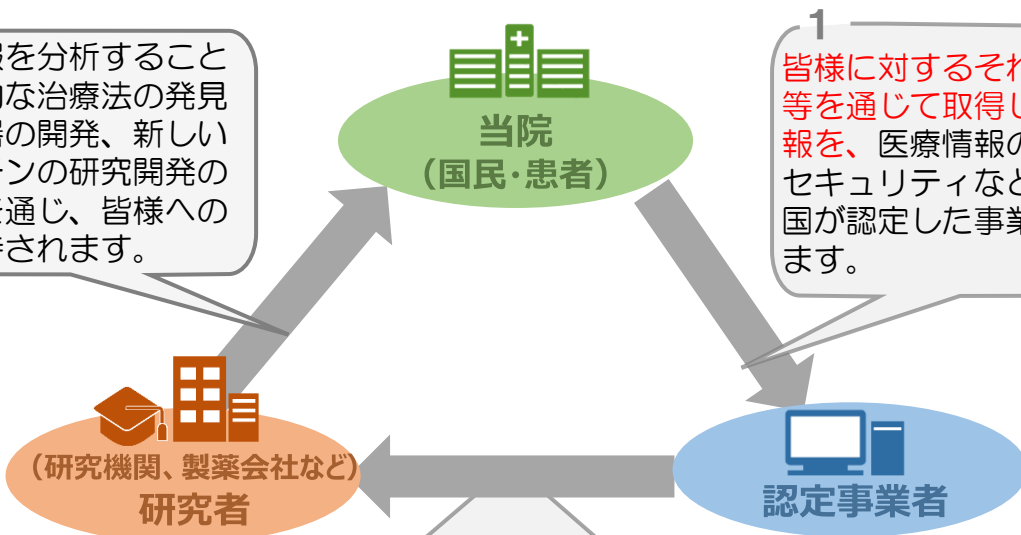
一人ひとりの医療情報を未来につなげます (医療情報提供のお知らせ)

- 当院では、新たな治療法や薬の研究などに役立てるため、皆様の医療情報を国の認定した事業者提供します。
- 認定事業者は、法律（次世代医療基盤法）に基づき、提供された医療情報を厳格に管理するとともに、皆様の氏名・住所等の情報を削除するなど医療情報の加工※を行ったうえで、研究者に提供します。
- 医療情報の提供を望まない方は、お申し出下さい。（提供を拒否しても皆様の治療への影響は一切ありません。）

※「仮名加工」 単体で個人を特定できないような加工。具体的には、氏名・住所などの、直接ご本人の特定に繋がる情報を削除・加工する。

「匿名加工」 個人を識別することや医療情報を復元することができないような加工。具体的には、氏名・住所などの、直接ご本人の特定に繋がる情報や医療情報に含まれる特異な記述等の一部を削除・改変する。

3
多くの情報を分析することで、効果的な治療法の発見や医療機器の開発、新しい薬・ワクチンの研究開発の実現などを通じ、皆様への還元が期待されます。



1
皆様に対するそれぞれの処置等を通じて取得した〇〇の情報を、医療情報の加工や情報セキュリティなどに精通した、国が認定した事業者提供します。

2
研究者に提供されるのは、検査結果、薬の種類など、研究開発に必要な情報のみです。氏名・住所や被保険者番号、患者ID等の、直接個人の特定につながる情報は提供されません。なお、仮名加工医療情報は、法律に基づき、情報セキュリティ等について国が認定した機関の研究者のみにしか提供されません。

よくあるご質問（FAQ）

- Q1： 認定事業者には、どのように医療情報が提供されますか。漏洩などないようにしっかり守られるのでしょうか。

A. 当院から認定事業者に対する医療情報の提供は、法令の規定に基づき、高度な安全管理措置が確保された通信手段により実施しますし、認定事業者は国の監督のもと医療情報の厳格な管理、医療情報の加工等を行うなど、厳格に情報セキュリティが確保される仕組みですので、ご安心ください。
- Q2： 認定事業者に提供される医療情報は更新されますか。

A. 当院で継続的に診療を受ける場合、今後の診療のデータについても、更新を行ったうえで認定事業者に提供します。

医療情報の提供を望まない方へ

- 医療情報の提供を望まない方は、いつでも提供の停止を求めることができます。

皆さんの情報が実際に認定事業者提供されるのは、この書面をお渡ししてから一か月経過した後です。

○ 16歳未満のお子さんやご自分で判断することが難しい方は、保護者等の方もこの手続きを行うことができます。

○ 提供の停止については、**以下の相談窓口にご連絡ください**

ご連絡先

電話：

診療支援課

0943-23-4131

月曜～金曜 9：00～16：30

医療機関名：公立八女総合病院およびみどりの杜病院

次世代医療基盤法に関する制度の概要や医療機関を通じた認定事業者への医療情報の提供等に関するお問い合わせ先

「次世代医療基盤法コールセンター」

電話番号：**0570-050-211(ナビダイヤル)**
03-6731-9590(一般電話)

受付時間：月曜～金曜 9:00～18:00
(土日祝日・年末年始は除く)

詳しくは、内閣府ホームページをご覧ください

<https://www8.cao.go.jp/iryou/index.html>

